

7月から国民年金保険料の免除などの申請を受け付けます

申・問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159



国民年金の保険料（令和7年度月額17,510円）は、毎月納付が必要です。ただし、経済的に納付が困難な場合は、本人の申請で「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を受けることができます。

保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や障害・死亡といった不慮の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

免除種類		免除額	保険料	受給額（年金額）	免除期間
申請免除	全額免除	17,510円	0円	8分の4	7月から翌年6月まで
	4分の3免除（4分の1納付）	13,130円	4,380円	8分の5	
	半額免除（半分納付）	8,750円	8,760円	8分の6	
	4分の1免除（4分の3納付）	4,380円	13,130円	8分の7	
納付猶予制度（50歳未満の人）		17,510円	0円	反映されません	4月から翌年3月まで
学生納付特例制度		17,510円			

※免除などの申請ができる期間は申請日の2年1か月前までです

※免除などの期間は受給要件を満たすための資格期間として計算されます

《審査基準》本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下であること。

※減収状況によっては免除に該当しない場合や、免除の種類が変わる場合もあります

《持参するもの》基礎年金番号またはマイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード以外は顔写真付きの身分を確認できるものが必要）。

※離職者がいる場合は、離職票または雇用保険受給資格者証など

※学生の場合は、上記に追加して学生証の写しまたは在学証明書

◎提出にあたっては「マイナポータル」から電子申請ができます



お知らせ

令和7年5月26日から
戸籍にフリガナが記載されます

フリガナの通知を必ず確認しよう！

本籍地の市区町村長から氏名のフリガナの通知が送られてくるよ！
フリガナが誤っていたら令和8年5月25日までに届出をしてね！



法務省民事局

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

本籍地の市区町村から氏名のフリガナの通知はがきが送付されます。多久市に本籍がある人への発送は8月上旬を予定しています。

通知はがきが届いたら、必ず内容を確認してください。

通知されたフリガナが正しい場合は、届出は不要です。通知のとおり戸籍に記載されます。もし、認識しているフリガナと違うフリガナが記載されていた場合は施行後1年以内（令和8年5月25日（月）まで）に届出をお願いします。

■届出の方法（通知されたフリガナが誤っていた場合）

①書面での提出

問 法務省コールセンター
市民課フリガナ専用（8月1日金から受付）

戸籍にフリガナが記載されます

☎0570-0510310
☎0952-2011577



②マイナポータルからの提出

※氏や名のフリガナの届出は、オンライン（マイナポータル）からの届出を推奨しています。郵送や市区町村の窓口で行うこともできます

■詐欺にご注意ください

フリガナの届出に当たって法務省や市区町村に金銭を払うよう要求することはありません。

広告

不用品整理

ちょっと困った時の
便利屋ふち

多々市内の方
クーポン配布中




Instagram お問い合わせLINE

(株)さちサービス
0954-66-3393

古物商 佐賀県公安委員会許可第911150010205号